

2019年10月1日制定

長期優良住宅の技術的審査手数料

※料金は税込価格

一戸建ての住宅

規 模	標準手数料
-----	44,000

(単位:円/棟)

共同住宅等

規 模	標準手数料
200㎡以下	44,000
200㎡を超え500㎡以下	99,000
500㎡を超え1,000㎡以下	165,000
1,000㎡を超え3,000㎡以下	330,000
3,000㎡を超え5,000㎡以下	550,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	770,000
10,000㎡を超える	1,650,000

(単位:円/棟)

一戸建ての住宅

規 模	標準手数料
耐震等級・断熱等性能等級 (仕様規定除く)に係る変更	上記手数料の1/2の額
上記以外の部分に係る変更	11,000

(単位:円/棟)

【技術的審査手数料の徴収方法及び徴収時期】

1. 徴収方法

手数料の支払いは、現金、口座振込み、又はクレジットカードによるものとする。
(※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座への振込)
但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2. 徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は技術的審査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。
但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。
また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

3. 減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。
1) 年間の申請件数が一定数を超える場合
2) 当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

4. 取り下げる際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取り下げ届を提出すること。
手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)